

藤田医科大学テニュアトラック制度に関する規程

令和元年規程第26号

施行 令和元年9月1日

改正 令和2年7月29日

(目的)

第1条 この規程は、藤田医科大学教員選考規程（平成27年規程第11号）第14条に基づき、藤田医科大学（以下、本学という）における若手の研究者が、テニュアの獲得に向けて自立して研究のできる環境を整備することにより、研究に対する意欲を高め、もって本学の研究の一層の向上を図ることを目的として導入するテニュアトラック制度に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1)「テニュア」とは、任期の定めのない安定的な雇用を保証された教員としての身分をいう。
- (2)「テニュアトラック制度」とは、公正で透明性の高い選抜により任期を付して雇用される若手の研究者が、自立した研究者としての経験を積み、審査を経て、より安定的な職を得ることができる制度をいう。
- (3)「テニュアトラック教員」とは、テニュアトラック制度により任期を付して雇用する大学教員をいう。

(審査基準)

第3条 所属長は、テニュアトラック教員を選考するに当たり、当該部局における審査基準を作成しなければならない。

2. 前項に定める審査基準は、理事会の議を経て決定する。なお、当該審査基準を改正する場合及び別の審査基準を作成する場合も同様とする。

(テニュアトラック教員の職名)

第4条 テニュアトラック教員として雇用する者の職名は、助教とする。

(テニュアトラック教員の任期)

第5条 テニュアトラック教員の任期は、原則として5年とする。ただし、学長が必要と認めたときは、10年以内の任期とすることができる。

2. テニュアトラック教員が当初の任期において、第8条第1項に定めるテニュア付与に係る審査を受ける前に産前産後の特別休暇及び育児休業を取得した場合は、当該休暇及び休業期間を超えない範囲で年を単位として任期を延長することができる。ただし、当初の任期に延長した任期を加えた期間は、当初採用の日から10年を超えることができない。

(給与)

第6条 テニユアトラック教員の給与は、別に定める。

(雇用される者の同意)

第7条 テニユアトラック教員を雇用する場合は、候補者の同意を得なければならない。

(中間評価に係る審査及びテニユア付与に係る審査)

第8条 テニユアトラック教員は、テニユアを獲得するに当たり、次の各号に掲げる審査を受けなければならない。

(1) 中間評価に係る審査

(2) テニユア付与に係る審査

2. 前項各号に掲げる審査は、産前産後の特別休暇又は育児休業若しくは介護休業の期間を考慮して行うものとする。
3. 前条第1項第1号に掲げる審査は、各部局に設置する審査委員会（以下、部局委員会という）において行う。なお、部局委員会の運営に関しては別に定める。
4. 前条第1項第2号に掲げる審査は、部局委員会の議を経て、常務会が行う。
5. 前条第1項第2号に掲げる審査は、原則としてテニユアトラック教員としての雇用期間が満了する6カ月前までに終えるものとする。なお、当該審査の結果については、学長から所属長を通じて速やかに当該教員に対し、通知するものとする。

(審査後の処遇)

第9条 前条第1項第2号に掲げる審査の結果、テニユアを付与することを相当と認めるときは、テニユアトラック教員に対し、テニユアを付与する。

2. 前条第1項第2号に掲げる審査の結果、テニユアを付与することを相当でないとしたテニユアトラック教員は、任期の満了をもって退職とする。ただし、テニユアを付与することが相当と認められないが、その見込みがあるテニユアトラック教員に対しては、各部局の定めるところにより当初採用の日から10年以内の任期を付したテニユアトラック教員（助教）とすることができる。
3. 前条第1項第2号に掲げる審査の結果、テニユアトラック教員（助教）となった者に対しては、再度、前条第1項各号に掲げる審査を行う。ただし、この審査の結果については、前項ただし書を適用しない。
4. 第1項又は前項によりテニユアを付与することを相当と認めた教員に対しては、各部局の定めるところにより、講師又は准教授への昇格は常務会、教授への昇格は理事会の決議により行うことができる。

(テニユア付与に係る審査結果に対する不服申立て)

第10条 第8条第1項第2号に掲げる審査を受けたテニユアトラック教員は、当該審査の結果について不服がある場合は、所属長に対し不服の申立てを行うことができる。この場合における不服申立ては、審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。

2. 所属長は前項の申立てに基づき、部局委員会において再審査を行い、その結果を常務会に報告するものとする。
3. 常務会は、前項の部局委員会による再審査の報告結果に基づき審議を行い、原則としてテニュアトラック教員としての雇用期間が満了する1カ月前までにその結果について、速やかに学長から所属長を通じて当該教員に対し通知するものとする。
4. 前項による審査及び審議の結果、テニュアを付与することを相当でないと認めたテニュアトラック教員は、任期の満了をもって退職とする。

(就業規則の適用)

第11条 テニュアトラック教員の就業に関する事項については、この規程で定めるもののほか、学校法人藤田学園就業規則（昭和41年規程第1号。以下、就業規則という）の定めるところによる。

(留学の適用除外)

第12条 テニュアトラック教員は、原則として就業規則第52条に基づく留学の対象としない。

(休職の適用除外)

第13条 テニュアトラック教員については、就業規則第19条乃至第23条を適用しない。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、テニュアトラック制度に関し必要な事項は別に定める。

(改正)

第15条 この規程の改正は、理事会の決議による。

附則

1. この規程は、令和元年9月1日から施行する。
2. 令和2年7月29日一部改正
ただし、令和2年7月1日に遡って適用する。